



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（五件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…六

告示（選）

○政治団体の届出……………七

○政治団体の届出事項の異動の届出……………一〇

○政治団体の解散の届出……………一五

○資金管理団体の指定の届出……………一七

○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………一七

○資金管理団体の取消しの届出……………一九

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…二〇

○平成三十年度上半期（島しょ地区）危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……………（東京消防庁）…二二

○平成三十年度危険物取扱者保安講習の実施……………（同）…二三

告示 示

●東京都告示第七百九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

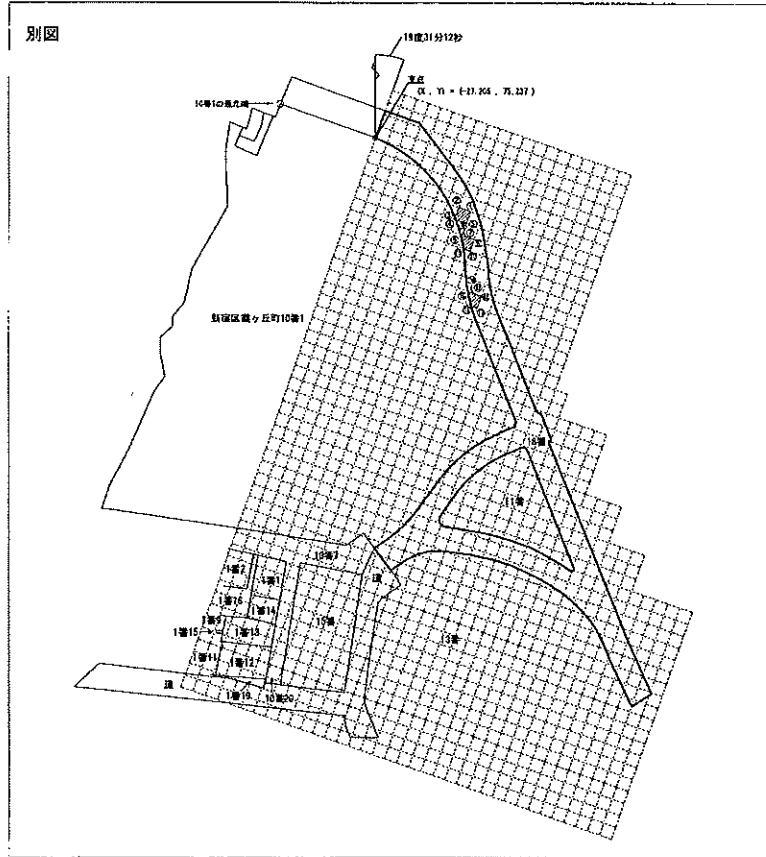
平成三十年五月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（新宿区霞ヶ丘町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 境界線
- : 調査対象地
- ▨▨▨▨ : 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、X: -27.205 / Y: 75.237とする。

【格子の回転角度 (19度31分12秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

	X座標	Y座標		X座標	Y座標
支点	-27.205	75.237	⑤	-106.517	142.609
①	-85.628	150.015	⑩	-115.426	144.320
②	-82.275	140.594	⑪	-117.284	149.562
③	-90.616	137.633	⑫	-152.497	158.299
④	-92.026	138.171	⑬	-149.792	151.477
⑤	-95.042	146.677	⑭	-144.166	150.482
⑥	-107.871	152.900	⑮	-150.751	148.148
⑦	-105.567	146.438	⑯	-159.998	150.338
⑧	-100.665	144.684	⑰	-161.688	155.048

※本座標は、新宿区霞ヶ丘町10番1の最北端を基準にして、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により、世界測地系の計算によって作成した。

●東京都告示第七百十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月七日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(練馬区石神井台一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物